

社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 当事者組織化助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が高齢者、障害者、子どもやひとり親世帯、在留資格を持つ外国人、LGBTQ等、何らかの生活課題を抱えた当事者が組織化を行う団体（以下、「団体」という。）に対して、その設立や運営等の活動に必要な経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 当事者組織化助成事業助成金（以下「助成金」という。）の対象となる団体は、次の各号の全てに当てはまるものとする。

- (1) 会員が3名以上の団体
- (2) 会則等に基づき、運営する団体
- (3) 横須賀市内に主な活動拠点を有する団体
- (4) 通年で継続して活動を行っている（行う予定を含む）団体

2 前項の各号に該当する団体であっても、次の各号に当てはまる場合は、助成対象とはならない。

- (1) 物品の斡旋や販売を主目的とする団体
- (2) 宗教活動に係る団体
- (3) 政治活動や署名活動に係る団体
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体
- (5) 前各号に掲げる団体のほか、本会会長（以下、「会長」という。）が適当でないと認めた団体

(助成額)

第3条 助成額は、1団体につき年額90,000円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(助成期間)

第4条 1団体が助成金を受けられる期間は、当該年度で1回までとし、継続して助成金を受けられるのは3回までとする。

(交付申請)

第5条 第3条に定める助成金を受けようとする団体は、当事者組織化助成事業交付申請書（第1号様式①）に、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 当事者組織化助成事業活動計画書（第1号様式②）
- (2) 当事者組織化助成事業予算書（第1号様式③）
- (3) 会員名簿（第1号様式④）
- (4) 会則等（団体の目的、会員、活動内容、会計等が分かるもの）
- (5) その他、会長が必要と認めるもの

（交付決定）

第6条 会長は、団体から前条に定める交付申請がなされたときは、当該申請に係る書類を審査し、申請内容が適当であると認められたときは、当事者組織化助成事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により交付決定を通知する。

（助成金交付）

第7条 前条により交付決定を受けた団体は、当事者組織化助成事業助成金請求書（第3号様式）により会長に助成金を請求しなければならない。

- 2 会長は、前号で請求された内容に基づき、団体あてに当事者組織化助成事業助成金送金通知書（第4号様式）を送付したのち、団体が指定する口座に助成金を振り込むこととする。

（活動計画変更）

第8条 団体が活動計画を変更するときは、速やかに当事者組織化助成事業活動計画変更届（第5号様式）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 助成金を受けた団体は、翌年4月20日までに当事者組織化助成事業報告書（第6号様式①）に次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 当事者組織化助成事業活動報告書（第6号様式②）
- (2) 当事者組織化助成事業決算書（第6号様式③）

- 2 助成金を受けた団体は、当事者組織化助成事業報告書（第6号様式①）により精算報告することとし、助成金に余剰額が生じた場合には、翌年4月30日までに本会に戻入しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 交付決定を受けた団体が、次の各項のいずれかに該当する場合には、速やかに交付決定を取り消し、助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき。
- (3) 助成金が活動計画にある活動を中止したとき。

(4) その他、この要綱に違反したと認められたとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 当事者団体組織化助成事業実施要綱（平成 3 年 4 月 1 日制定）はこれを廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。